

19 外部監査公表第 1 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 18 年 8 月 30 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 2 月 1 日

福岡市監査委員	川	口	浩
同	高	田	男
同	竹	本	保
同	福	田	忠
			弘
			健

包括外部監査について、監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

(1) 12 外部監査公表第 1 号(平成 12 年 3 月 23 日付福岡市公報第 4772 号(別冊 2)公表分)

福岡市下水道事業について 1 件

(2) 13 外部監査公表第 1 号(平成 13 年 4 月 5 日付福岡市公報第 4873 号(別冊)公表分)

港湾局の事業について 1 件

(3) 15 外部監査公表第 1 号(平成 15 年 4 月 17 日付福岡市公報第 5063 号(別冊)公表分)

環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について
. 2 件

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書関連
. 3 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

下水道事業

監査の結果	措置の状況
<p>3 委託業務について</p> <p>(2) 予定価格算定基準の見直しについて 直接・間接人件費と直接・間接経費は最終的な合計額の 10%相当額を諸経費として計上している。この諸経費は業者の適正利益として見込んだものと思われるが、同様な事業を営む民間事業会社の平均利益率を考慮に入れ、毎年度、弾力的に定めていくことが必要と思われる。</p>	<p>予定価格算定基準については、国の主導で全国的な実態調査の基に策定され、現在広く使用されている「下水道施設維持管理積算要領 - 終末処理場・ポンプ場編（日本下水道協会）」を本市の実情に合わせて導入することとしている。</p>

アイランドシティ整備事業について

監査の結果	措置の状況
<p>事業評価の必要性</p> <p>アイランドシティ事業等の大規模事業については、公共事業のより効率的な実施のために、事業評価に取り組むことが提案される。この評価にあたっては、資金収支採算面ばかりではなく少子高齢化時代を迎えるにふさわしい福祉、環境等に配慮した街づくりといった視点も考慮に入れるべきである。</p>	<p>アイランドシティ整備事業に関しては、平成 16 年度に「事業の必要性」や収支シミュレーションによる「事業の採算性」の確認を行った上で、「新しい事業計画」の策定を行い、現在、この計画に沿って着実に事業を推進している。</p> <p>なお、事業推進にあたっては、「ふくおか健康未来都市構想」に基づいて「健康・医療・福祉」の取り組みを進めるとともに、平成 15 年度策定の「アイランドシティ環境配慮指針」、平成 17 年度策定の「アイランドシティ・デザインガイドライン」に従って、市民・事業者・行政が共働して環境に配慮したまちづくりを進めている。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>4. 施設部</p> <p>4-4. 施設課</p> <p>(1)イ 西部汚水処理場運転業務委託</p> <p>特命随意契約理由を検討すると、当該業者の専門知識、能力、過去の実績を高く評価しているから、当該業者に発注していると解される。しかし、一方で一般競争入札にすると会社経営の財政的基盤が不安定となり、技術者確保や雇用の安定性を図る観点から好ましくないとしている。専門知識、能力を有していても、価格競争力は有していないから保護するといふのであれば、問題である。同じ専門知識、能力を有していて、価格競争力を有するところがあるのであれば、競争入札にすべきである。</p> <p>し尿転廃業対策として、同社に発注しているのであれば、その政策目的のための手段として特命随意契約にも合理性があるが、上記理由では、転廃業対策なのか否か明確ではない。明確にする必要がある。</p>	<p>本件については、環境施設関連業務の委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会を設置し、検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において、「業務内容及び業務の特殊性等から、現在の施設が存続する間においては本施設に精通している当該業者が最も適していると考えられる」との提言がなされた。これを受け、本市としても現施設の存続する間は特命随意契約によることとした。</p>
<p>4-10. 東部埋立管理事務所</p> <p>(1)イ 東部汚水処理場運転業務委託</p> <p>監査の結果、特命随意契約の理由については、「西部汚水処理場運転業務委託」に関する指摘事項に同じ。</p>	<p>本件については、環境施設関連業務の委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会</p>

	<p>を設置し，検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において，「業務内容及び業務の特殊性等から，現在の施設が存続する間においては本施設に精通している当該業者が最も適していると考えられる」との提言がなされた。これを受け，本市としても現施設の存続する間は特命随意契約によることとした。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

環境局所管の外郭団体である(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境の運営方針に関する意見

監査の結果	措置の状況
<p>(財)福岡市くらしの環境財団の運営方針について</p> <p>福岡市は，(財)福岡市くらしの環境財団のあり方について，株式会社への転換を視野に入れた明確な将来ビジョンを明らかにすべきである。将来ビジョンを明らかにせずに，多額の剰余金を累積させたまま業務拡大させていくことは問題である。</p>	<p>(財)福岡市くらしの環境財団は，平成16年6月に公表された外郭団体改革実行計画の方針に基づき，平成19年4月に(株)都市環境と統合することとし，新団体の将来ビジョン等についての方針を定め，平成17年8月に対外的に公表したところである。</p> <p>1. 将来ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環のまち・ふくおかの構築に向けた事業推進 <p style="margin-left: 40px;">福岡市が目指す「循環のまち・ふくおか」の構築に向けたごみ減量・リサイクル等に関する公益性を重視した事業展開を推進する。</p> ・行政の補完的役割 <p style="margin-left: 40px;">民間業者では安定した業務の継続が難しい事業の推進，災害等</p>

	<p>の不測の事態の対応 ,委託業務の効率化に関する企画立案等 ,民間業者とは異なる機能を担う。</p> <p>2.経営形態</p> <p>公益を目的とする事業を推進することから財団法人とする。</p> <p>3.事業の見直し</p> <p>将来ビジョンに合致するかどうかという視点で各事業を評価し ,継続する事業と民間開放する事業に整理する。</p>
<p>(株)都市環境の運営方針について</p> <p>福岡市は , (株)都市環境にこれまで多くの業務を委託してきたが ,今後の同社の経営について ,減少するし尿業務に従事する職員の雇用を維持しながら ,新たな柱となる業務により自立し競争力のある会社として存続させるための戦略的将来ビジョンを明らかにすべきである。</p>	<p>(株)都市環境は ,平成 16 年 6 月に公表された外郭団体改革実行計画の方針に基づき ,平成 19 年 4 月に(財)福岡市くらしの環境財団と統合することとし ,新団体の将来ビジョン等についての方針を定め ,平成 17 年 8 月に対外的に公表したところである。</p> <p>1.将来ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環のまち・ふくおかの構築に向けた事業推進 <p>福岡市が目指す「循環のまち・ふくおか」の構築に向けたごみ減量・リサイクル等に関する公益性を重視した事業展開を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の補完的役割 <p>民間業者では安定した業務の継続が難しい事業の推進 ,災害等の不測の事態の対応 ,委託業務の効率化に関する企画立案等 ,民間業者とは異なる機能を担う。</p>

	<p>2.経営形態</p> <p>公益を目的とする事業を推進することから財団法人とする。</p> <p>3.事業の見直し</p> <p>将来ビジョンに合致するかどうかという視点で各事業を評価し,継続する事業と民間開放する事業に整理する。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査の結果	措置の状況
<p>外郭団体の職員に対する福利厚生費についての意見</p> <p>福岡市は,福岡市の出資する外郭団体の職員の福利厚生費について,福岡市職員に準じた福利厚生費の指針の作成を検討すべきである。</p> <p>(総務企画局)</p>	<p>出資団体で行われる福利厚生事業についても,常に社会情勢の変化に留意して,適切な福利厚生の内容となるよう検証し,効率的で適正な事業の運用に努めるよう各局に周知を行った。</p>